

函館市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、農林水産部を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年5月15日

函館市監査委員 山田潤一
函館市監査委員 植松直
函館市監査委員 吉田崇仁
函館市監査委員 阿部善一

平成28年度 定期監査結果報告書（農林水産部）

1 監査の対象部局

農林水産部

2 監査の対象

財務監査

平成28年4月1日から平成28年9月30日までに執行された収入事務、支出事務、契約事務およびこれらに関連する事務

3 監査の期間

平成28年11月10日から平成29年2月27日まで

4 監査の方法

今回の監査は、上記の事務を対象として調査事項を定め、関係法令等および予算に基づき、適正に執行されているかについて実施し、監査にあたっては、抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

本件定期監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 全般的事項

ア 予算の執行について

予算の執行においては、歳入・歳出予算の執行状況を収入原簿、支出負担行為整理簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

イ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

(2) 個別的事項

ア 支出事務について

支出事務においては、地方創生加速化交付金事業費（水産海洋G I S活用事業費）を対象とし、支出負担行為から支出命令に至るまでの執行状況を支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。